

第3章 ビジョンの基本理念及び基本的な方向性

1. 基本理念

本ビジョンでは、子ども・若者の育成・支援を推進するにあたり、めざすべき基本理念を次のとおり掲げます。

基本理念「川崎の未来を創る子ども・若者の育成」

～子どもの育ちを支え、若者の希望がかなうまち・かわさき～

社会の希望であり「未来の力」である子ども・若者が、夢や希望を大切にし、あらゆることに挑戦ができ、学びや体験を通じて、自らの力で、未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付け、自信を持って社会に羽ばたくことができるよう、地域社会全体で子ども・若者を見守り、育てていくことをめざします。

《基本理念の実現に向けて》

今、さまざまな生きづらさを抱え、居場所を失い、社会的な絆を断ち切られ、悩み、傷つき、生命が危険な状態に追い込まれる子ども・若者がいます。

子ども・若者に関わるすべての人は、こうした子ども・若者の声なき声に耳を傾け、僅かなシグナルに気づき、SOSをしっかりと受け止めることが大切です。

そのため、本市は次代を担う子どもを見守り、若者が希望を持ってチャレンジできるよう、家庭・地域・学校・行政などが一体となって取組を進めていきます。



2. ビジョンを推進するための視点

基本理念等を踏まえて、本ビジョンを推進するため、次の2つを視点とします。

子ども・若者の権利を尊重する視点

本市では、全国に先駆けて「子どもの権利に関する条例」（以下「子どもの権利条例」という。）を制定し、子どもの権利施策を推進してきました。

また、豊かな心の育成をめざし、友達や仲間づくり、社会性の育成を目的として、市立小中高等学校全校で、「かわさき共生*共育プログラム」に取り組んでいます。

「子どもの権利条例」では、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きることを支えるため、7つの子どもの権利の保障について明文化されています。

子ども・若者は、特に学童期から思春期を経て青年期に至る成長過程において、自尊感情や自己肯定感を持ちながら、自分の夢と希望を大切に、「学び」と「遊び」も含めた様々な活動を経験するとともに、社会の中で自分の力で自分の「居場所」を見出し、社会に積極的に関わろうとする力を身につけることが、自立した「大人」になるための重要な要素となります。そのためにも、「子どもの安心と自己肯定感の向上」、「子どもの意見表明・参加の推進」、「子どもにやさしいまちづくりの実現」といった「子ども・若者の権利の尊重」が、子ども・若者施策を推進するためのすべての事業に視点として盛り込まれている必要があります。

本ビジョンを進めるにあたっては、「子どもの権利条例」の理念のもと、子ども・若者育成支援に関する施策を推進します。

子ども・若者へのライフステージを通じた切れ目ない支援をする視点

子ども・若者が、生まれてから、育ち・学びながら、成長を続け、やがて社会の一員として羽ばたいていくためには、乳幼児期から学童期、思春期、青年期とそれぞれの成長段階の特性に応じた「切れ目のない」支援を地域社会全体で進めることが大切です。

また、子ども・若者の将来が、その生まれ育った家庭等の事情等によって左右されないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な支援をすることで、すべての子ども・若者が夢と希望を持って成長できる社会の実現が求められています。

子ども・若者を取り巻く環境が変化する中、次代を担う子どもを見守り、若者が希望を持ってチャレンジできるよう、家庭・地域・学校・行政などが一体となって、子ども・若者育成支援に関する施策を推進します。

子どもの権利に関する条例（抜粋）

第2章 人間としての大切な子どもの権利

（子どもの大切な権利）

第9条 この章に規定する権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されなければならない。

（安心して生きる権利）

第10条 子どもは、安心して生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情と理解をもって育まれること。
- (3) あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (4) あらゆる形の暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、及び成長にふさわしい生活ができること。
- (6) 平和と安全な環境の下で生活ができること。

（ありのままの自分での権利）

第11条 子どもは、ありのままの自分でのいることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考えや信仰を持つこと。
- (3) 秘密が侵されないこと。
- (4) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (5) 子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと。
- (6) 安心できる場所で自分を休ませ、及び余暇を持つこと。

（自分を守り、守られる権利）

第12条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 自分が育つことを妨げる状況から保護されること。
- (3) 状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること。
- (4) 自分の将来に影響を及ぼすことについて他の者が決めるときに、自分の意見を述べるのにふさわしい雰囲気の中で表明し、その意見が尊重されること。
- (5) 自分を回復するに当たり、その回復に適切でふさわしい雰囲気の間が与えられること。

（自分を豊かにし、かづけられる権利）

第13条 子どもは、その育ちに応じて自分を豊かにし、かづけられることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 文化芸術活動に参加すること。
- (4) 役立つ情報を得ること。
- (5) 幸福を追求すること。

（自分で決める権利）

第14条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分に関することを年齢と成熟に応じて決めること。
- (2) 自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言が受けられること。
- (3) 自分に関することを決めるために必要な情報が得られること。

（参加する権利）

第15条 子どもは、参加することができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分を表現すること。
- (2) 自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 参加に際し、適切な支援が受けられること。

（個別の必要に応じて支援を受ける権利）

第16条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 子ども又はその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障害その他の置かれている状況を原因又は理由とした差別及び不利益を受けないこと。
- (2) 前号の置かれている状況の違いが認められ、尊重される中で共生できること。
- (3) 障害のある子どもが、尊厳を持ち、自立し、かつ、社会への積極的な参加が図られること。
- (4) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等を享受し、学習し、又は表現することが尊重されること。
- (5) 子どもが置かれている状況に応じ、子どもに必要な情報の入手の方法、意見の表明の方法、参加の手法等に工夫及び配慮がなされること。

3. 基本的な方向性と施策の展開

本ビジョンを推進するため、次の3つを基本的な方向性として示し、施策を展開します。

I 地域社会全体で子ども・若者を見守り・支えるしくみをつくる

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などを背景として、子育てに不安や負担を感じる家庭や社会生活に生きにくさを感じる子ども・若者は増えており、家庭や地域における養育力の低下も指摘されています。

子ども・若者を取り巻く環境が変化する中、子ども・若者が、安全に、安心して暮らせるよう、地域社会全体で、安全・安心な社会環境づくりに取り組むとともに、多世代が相互に交流し、子ども・若者やその家庭に寄り添いながら、見守り・支えるしくみづくりに向け、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

また、子ども・若者が人生に悩み、つまずいた時、安らぎや安心を感じ、社会における自分の立場や役割、価値観などを再確認できる居場所を持つことで、人と人との関係づくりを身につけることができます。

子ども・若者は、地域社会にとって、未来を担う大切な存在です。そのため、子ども・若者の育成支援については、家庭・学校・地域・行政などが連携し、地域で暮らすすべての人が相互に協力しながら、一体となって取組を推進します。

II すべての子ども・若者の健やかな成長を促進する

子どもは生まれてから、親や周囲の大人たちとの関係の中から、人への愛着や信頼感、自己を認識する力を育んでいき、人格が形成され、生活習慣も身につけていきます。

また、学童期には、社会的に自立するために必要な学力や体力を向上させながら、自尊感情や自己肯定感を大切にし、豊かな心を育んでいきます。

さらに、体も心も大人に移行する思春期には、自意識と客観的な事実に関わりながら、社会の一員として自立し、社会に積極的に関わろうとする力を身につけます。

子ども・若者は、こうして成長を続け、親の保護から自立し、社会に参画して働き、家庭を持ち、やがては自分が親となり、子育てなどを経験することで、社会での役割が充実していきます。

すべての子どもの育ちを支え、若者が安心して自分らしくいきいきと成長できる地域社会をつくるためには、乳幼児期から、青年期に至るまで、それぞれの子ども・若者のライフステージに応じた切れ目のない子ども・若者の育成支援に取り組めます。

Ⅲ 困難を抱える子ども・若者を支援する

社会経済状況や子ども・若者を取り巻く環境が変化する中、児童虐待、いじめ、不登校やニート・ひきこもり、非行、犯罪被害など様々な困難を抱えて、生命が危険な状態に追い込まれる子ども・若者もいます。

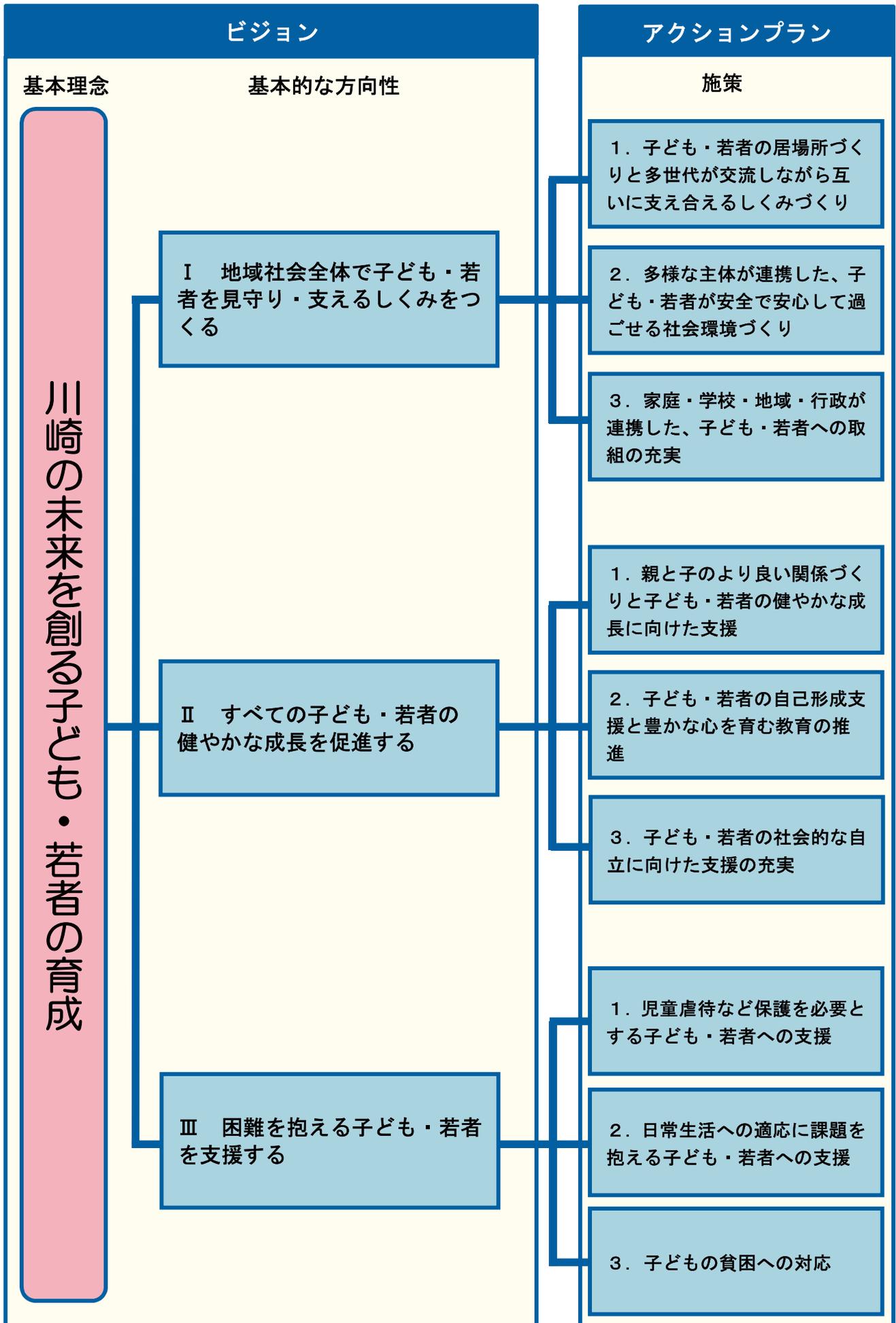
こうした困難を抱える子ども・若者には、その困難な状況に配慮しながら、社会の一員として立ち直ることができるよう、特別な支援が必要となります。

また、貧困が、子ども・若者の生活や成長に様々な影響を及ぼし、その貧困が世代を超えて連鎖することがないように、また、子どもや若者の将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されることがないように、必要な子ども・若者の育成環境を整備するとともに、生活・教育・就労など子ども・若者や保護者への支援が重要となります。

次代を担う一人ひとりの子ども・若者の育ちが、個人や家庭の状況だけに捉われることなく、地域社会全体で子ども・若者やその家庭を支援するとともに、困難を抱えている子ども・若者がその置かれている状況を克服し、将来を輝かしいものとするため、様々な主体が連携・協働しながら、子ども・若者の育成支援を推進していきます。



【施策の展開】



【川崎市子ども・若者ビジョンの施策体系】

